

令和5年5月第3回室戸市議会臨時会会議録

1. 日 時 令和5年5月16日(火)

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 久保田 浩	2番 池 田 教 子	3番 河 本 竜 二
4番 竹 中 真智子	5番 田 渕 信 量	6番 竹 中 多津美
7番 澤 山 保太郎	8番 亀 井 賢 夫	9番 小 椋 利 廣
10番 脇 本 健 樹	11番 山 本 賢 誓	12番 町 田 又 一

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	谷 村 直 人
事務局次長兼班長	山 本 ゆかり
議 事 班 主 任	村 田 茉 莉
議 事 班 主 事	山 本 悠 里
議 事 班 主 事	山 田 千 華

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	植 田 壯一郎	副 市 長	黒 岩 道 宏
総 務 課 長	濱 田 亮 士	まちづくり推進課長	福 留 裕 治
税 務 課 長	西 村 城 人	市 民 課 長	小 松 達 也
こども子育て支援課長	辻 さおり	観光ジオパーク推進課長	大 西 亨
教 育 長	百 田 貴 昌	教育次長兼学校教育課長	山 本 康 二

7. 議事日程

日程第1 議長の選挙について

日程第2 議案第1号 室戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第3 議案第2号 室戸市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第4 議案第3号 令和5年度室戸市一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認について

日程第5 議案第4号 令和5年度室戸市一般会計補正予算(第2号)について

日程第6 議案第5号 室戸市新漁村コミュニティ基盤整備事業海洋深層水体験施設における指定管理者の指定について

日程第7 議案第6号 教育委員会委員の任命について

日程第8 議案第7号 教育委員会委員の任命について

8. 本日の会議に付した事件

日程第1

追加日程第1 議席の指定について

追加日程第2 会議録署名議員の指名について

追加日程第3 会期の決定について

追加日程第4 副議長の選挙について

追加日程第5 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について

日程第2より日程第8まで

追加日程第6 決議案第1号 室戸市庁舎新築移転建替に反対する決議

追加日程第7 決議案第2号 市庁舎の早急な耐震補強工事と一階、地下機能の早期移転を求める決議

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開会、開議

○議会事務局長（谷村直人君） おはようございます。

私議会事務局長の谷村でございます。よろしくお願いいたします。

本日の臨時会は、一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、澤山保太郎議員が年長議員でありますので、御紹介をいたします。

澤山議員、御登壇をお願いいたします。

○臨時議長（澤山保太郎君） おはようございます。

ただいま御紹介いただいた澤山保太郎でございます。

令和5年5月第3回臨時会の開会に当たり、地方自治法第107条の規定により、私が臨時議長の職務を行うことになりました。議長選挙までの限られた時間ではありますが、議員の皆さんの御協力をいただきまして、無事任務を果たしたいと思っております。何とぞ格段の御協力をお願い申し上げます。

ここで市長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。市長。

○市長（植田壯一郎君） 開議に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

このたびの厳しい市議会議員選挙で御当選をされました皆様方に、心からお祝いとお喜びを申し上げます。また、今後とも御指導、御協力を賜りますようよろしくお願いいたしますを申し上げます。

さて、既に御案内のとおりですが、5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同じ5類へ移行され、新型コロナ対策は有事から平時への対応に転換されました。今後は、個人や事業者の判断にその対策が委ねられることになりましたが、コロナウイルスの感染力がなくなったわけではありません。第9波の懸念もあり、行政や事業者個人にその対策が求められます。

また、コロナ禍における経済の落ち込みが市民生活に直結し、大変厳しい生活を余儀なくされておりましたが、有事から平時の社会に戻ったことにおける経済の回復や生活の営みに大きな希望ももたらしております。各新聞とメディアの情報でも、県外観光客のV字回復と報道されるなど、景気回復に期待も膨らみつつあります。

一方、人口減少や少子・高齢化が全国の自治体が抱える大きな問題となっておりますが、本市の人口は、令和2年国勢調査において、全国792市の中でワースト5位の位置にあり、北海道を除くと日本一人口の少ない市となっております。今回初当選されました議員さんもおられますので、室戸市市政の現状や課題を少し御紹介させていただきたいと思っております。

まず、本市の人口減少人数は、令和元年度は344人、令和2年度は322人、令和3年度は386人、令和4年度は306人であり、こうした300人にも余る減少に歯止めをかけられないと、40年足らずで現在の人口はゼロになるという大変厳しい計算となります。

また、令和5年3月31日現在の高齢化率は51.96%、75歳以上の人口割合は29.99%となっており、今後もさらなる人口減少の加速化が心配されます。私は、「命を守る」「室戸を創る」を公約の柱に掲げて室戸市政の運営に取り組んでまいりましたが、1期4年間の市政運営において人口減少に歯止めをかけるに至っておりません。1期目に築いた基盤や人脈を最大限活用して、その対策の実現に全力で取り組んでまいります。

こうした人口減少の実態も鑑みて、2期目の公約の1番に子育て支援強化を掲げ、子育て家族の安心・安全対策はもとより、子育て家族での移住も増やせるような子育てに魅力ある基盤整備を前倒しで取り組まなければならないと考えております。また、子育てをするお父さんやお母さんに魅力のある職場や居住環境は不可欠であり、強力に整備促進に取り組んでまいります。

また、本市における転出者の抑止対策には、医療体制の充実や教育環境の一層の魅力化が不可欠であり、地元小・中学校や保育園、また室戸高校の魅力化への支援に積極的に取り組むなど、高校生まで室戸で暮らしていただける子供たちを増やす対策も大事であると考えております。

次に、観光振興対策は、2025大阪・関西万博を最大のチャンスと受け止めて、室戸岬周辺の観光施設の磨き上げやサービス向上対策、プロモーション事業などを先行して強力に取り組まなければなりません。こうした取組を重点として、移住対策と空き家対策の強化や地域おこし協力隊の積極的な導入など、人口減少への歯止め施策として位置づけた事業には積極的な予算の計上に取り組み、結果が出せるよう全力で取り組んでまいります。

次に、防災対策においては、コロナ禍において、各地域における防災訓練や研修会の実施に取り組めなかったため、今後は公民館や市民館、防災コミュニティセンターなどを活用して、自主防災組織や消防分団員とも連携しつつ、研修会の開催やそれぞれの地域に合った防災体制や防災訓練の在り方を見だし、実践に役立つ防災訓練の実施に積極的に取り組み、命を守る体制の強化につなげたいと考えています。

また、室戸中学校の高台への整備につきましては、中学校の統廃合に関して、保護者や地域住民の方々の御理解を得なければならない課題もありますが、児童・生徒の減少に伴う教育課題への対応や南海トラフ地震から子供たちの命を守るため、早期の移転に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、庁舎の地震対策につきましては、耐震補強対策における諸問題への対応や事業費の詳細を明確にするための調査費を9月議会に予算計上する方向で作業を進めておりますが、合わせて高台移転による庁舎の規模や構造などの見直しについても調査検討したいと考えております。

一方、SDGs推進はもとより、カーボンニュートラルなまちづくりも国際社会における重要なテーマとなっておりますので、積極的に取組を推進してまいります。

先般、日本で初めて開催されたウェルネスツーリズムEXPOのイベントには、近年、急成長にあり、100兆円産業に成長すると言われるウェルネス産業の事業者やツーリズムに関わる企業や団体など、国内外から多くの参加がありました。

本市では、高知大学医学部の先生方にリードしていただいておりますSAWACHI型健康社会共創拠点プロジェクト事業に継続して取り組むとともに、昨年度に作成した室戸市ウェルネスシティ基本構想を基に、「みんなが生き生きと活躍し、健康と幸せと豊かさを実感できるまち」づくりの実現に取り組んでまいります。

議員の皆様方には、これまで培われました豊かな経験と卓抜した英知を存分に発揮されまして、室戸市のために多大なる御活躍をなされますことを心より御祈念を申し上げます。

また、今後とも、私も含め執行部に対しまして御指導、御協力、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

皆様方に重ねて御当選のお喜びを申し上げまして、臨時会の開会に際しての私からの御挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（澤山保太郎君） どうもありがとうございます。

これより令和5年5月第3回室戸市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。谷村議会事務局長。

○議会事務局長（谷村直人君） 諸般の報告をいたします。

まず、出欠の状況ですが、定数12名全員出席でございます。

次に、本日の日程でございますが、最初に議長の選挙を行い、議長が決定いたしますと、追加日程として議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、副議長の選挙、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行いまして、その後議案第1号から議案第7号まで、以上7件の御審議をお願いすることとなっております。以上でございます。

○臨時議長（澤山保太郎君） この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席はただいま御着席の議席と指定いたします。

~~~~~

○臨時議長（澤山保太郎君） 日程第1、議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（澤山保太郎君） ただいまの出席議員数は12名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（澤山保太郎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（澤山保太郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（澤山保太郎君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議会事務局長の点呼に応じ1番議員から順次投票をお願いいたします。

なお、白票は無効であります。

ただいまから投票を行います。

点呼を命じます。

〔職員点呼、投票〕

○臨時議長（澤山保太郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（澤山保太郎君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（澤山保太郎君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に小椋利廣君及び亀井賢夫君を指名いたします。よって、両名の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○臨時議長（澤山保太郎君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 11票

無効投票 1票

有効投票中

町田又一君 6票

脇本健樹君 5票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、町田又一君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選しました町田又一君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

議長就任の御挨拶をお願いいたします。

○12番(町田又一君) ただいま議長に御推挙いただきました町田でございます。今回は大変厳しい選挙戦を12名の皆さんと共にこの議場に集まることができまして、大変光栄に思っております。それぞれ皆さん選挙戦では室戸の活性化について議論を闘わせ、そしてこの議場に御参集をされました。室戸をよくしたいという気持ちは皆さん一緒だと思います。私も全力で室戸市の活性化のために取り組んでまいります。議員の皆様方の御支援、また御協力をよろしくをお願いいたします。どうもありがとうございました。(拍手)

○臨時議長(澤山保太郎君) これにて臨時議長の私の任務は全て終了いたします。

御協力ありがとうございました。

議長交代及び追加日程表配付のため休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時36分 再開

○議長(町田又一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の職務を務めさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

ただいまお手元に配付いたしました追加日程表のとおり、日程を追加し順次議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(町田又一君) 御異議なしと認めます。よって、追加日程表のとおり日程を追加し順次議題とすることに決しました。

意見調整のため40分間、11時15分まで休憩をいたします。

午前10時36分 休憩

午前11時15分 再開

○議長(町田又一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長(町田又一君) 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議員諸君の氏名とその議席の番号を議会事務局長に朗読いたさせます。谷村議会事務局長。

○議会事務局長(谷村直人君) 朗読いたします。

1番久保田浩議員、2番池田教子議員、3番河本竜二議員、4番竹中真智子議員、5番田淵信量議員、6番竹中多津美議員、7番澤山保太郎議員、8番亀井賢夫議員、9番小椋利廣議員、10番脇本健樹議員、11番山本賢哲議員、12番町田又一議員、議長席でございます。以上です。

○議長(町田又一君) ただいま朗読をいたしましたとおり議席を指定いたします。

~~~~~

○議長(町田又一君) 次に、追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において河本竜二君及び竹中多津美君を指名いたします。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、追加日程第3、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りをいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、追加日程第4、副議長の選挙を行います。  
議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（町田又一君） ただいまの出席議員数は12名であります。  
投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（町田又一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（町田又一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議会事務局長の点呼に応じ1番議員から順次投票をお願いします。

なお、白票は無効であります。

ただいまから投票を行います。

点呼を命じます。

〔職員点呼、投票〕

○議長（町田又一君） 投票漏れはありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 投票漏れなしと認めます。  
投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。



〔議場開鎖〕

○議長（町田又一君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に竹中真智子君及び田渕信量君を指名いたします。よって、兩名の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（町田又一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中

竹中多津美君 6票

小椋利廣君 6票

以上のとおりであります。

すなわち、竹中多津美君の得票と小椋利廣君の得票は同数であり、しかもその得票数は法定得票数3票を超えております。したがって、地方自治法第118条第1項の規定により、準用する公職選挙法第95条第2項の規定により、当選者はくじで定めることとなりました。

くじの手続について申し上げます。

まず、くじを引く順序をくじで決め、その順序に基づいて、当選人を定めるくじを引いていただくこととなります。

竹中多津美君、小椋利廣君の登壇をお願いします。

〔竹中多津美君 小椋利廣君 登壇〕

○議長（町田又一君） まず、くじを引く順序をお決め願います。

〔竹中多津美君 小椋利廣君 くじを引く〕

○議長（町田又一君） ただいまのくじの結果を御報告いたします。

小椋利廣君、1番、竹中多津美君、2番。よって、小椋利廣君が先にくじを引くこととなりました。

小椋利廣君より、くじをお引き願います。

〔小椋利廣君 竹中多津美君 くじを引く〕

○議長（町田又一君） ただいまのくじの結果を御報告いたします。

小椋利廣君が当選のくじを引かれました。

よって、小椋利廣君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました小椋利廣君が議場におられますので、本席から会議規則第

32条第2項の規定により告知をいたします。

副議長就任の御挨拶をお願いいたします。小椋利廣君。

○9番（小椋利廣君） 9番小椋利廣。このたびは副議長選挙において副議長に御推挙をいただきまして、誠にありがとうございます。

今後につきましては、議長を助け、この議会運営がスムーズに運営ができていきますように頑張って取り組んでいきたいと思っておりますので、皆様方の御協力をよろしくをお願いいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、追加日程第5、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名いたします。

まず、総務文教委員会委員といたしまして、順序不同ではございますが、久保田浩君、竹中真智子君、澤山保太郎君、亀井賢夫君、脇本健樹君、町田又一君、以上6名を指名いたします。次に、産業厚生委員会委員といたしまして、小椋利廣君、山本賢誓君、田渕信量君、竹中多津美君、池田教子君、河本竜二君、以上6名を指名いたします。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することといたします。

この際、議長において委員会条例第9条第1項の規定により、正副委員長互選のため委員会を招集いたします。直ちに各常任委員会を開き、正副委員長を互選の上、御報告をお願いいたします。

それでは、各常任委員会正副委員長互選のため20分間、11時55分まで休憩をいたします。

午前11時35分 休憩

午前11時53分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会正副委員長が決定いたしましたので御報告いたします。

総務文教委員会委員長竹中真智子君、総務文教委員会副委員長久保田浩君、産業厚生委員会委員長河本竜二君、産業厚生委員会副委員長田渕信量君、以上のとおり決定いたしました。

次に、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名いたします。

議会運営委員会委員に、竹中多津美君、亀井賢夫君、脇本健樹君、山本賢誓君、田渕信量君、河本竜二君、以上6名を指名いたします。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することといたします。

この際、議長において委員会条例第9条第1項の規定により、正副委員長互選のため委員会

を招集いたします。直ちに委員会を開き、正副委員長を互選の上、御報告をお願いいたします。

それでは、議会運営委員会正副委員長互選のため15分間、12時10分まで休憩をいたします。

午前11時55分 休憩

午後0時5分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会正副委員長が決定いたしましたので御報告をいたします。

議会運営委員会委員長山本賢誓君、議会運営委員会副委員長脇本健樹君、以上のとおり決定いたしました。

昼食のため午後1時10分まで休憩をいたします。

午後0時5分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第2、議案第1号室戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてから日程第8、議案第7号教育委員会委員の任命についてまで、以上7件を一括議題といたします。

ここで市長から行政報告の申出がありますので、これを許可いたします。

引き続き、提案理由の説明を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 本日、令和5年5月第3回室戸市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

このたび新しく議長に御就任された町田又一議員、また副議長に御就任されました小椋利廣議員に心からお喜びを申し上げます。

それでは、行政報告を申し上げます。

損害賠償請求事件の判決についてであります。

療養費未請求及び吉良川小学校プール改修未払いに係る当該事件は、令和5年3月14日、高知地方裁判所において判決がっております。

その判決によりますと、主文、1、原告の請求を棄却する、2、訴訟費用は原告の負担となっております。また、判決文の結論におきましては、原告の請求にはいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決となっております。

しかし、その後、令和5年5月8日に、控訴人、室戸市吉良川町乙2991番地、澤山保太郎、被控訴人、室戸市浮津25番地1、室戸市長植田壯一郎として控訴をされておりますので、控訴に応じて争うこととしております。

次に、保安林解除違法確認請求事件についてであります。

キラメッセ室戸の営業敷地における保安林に係る当該事件は、令和5年3月14日、高知地方裁判所において判決がっております。

その判決によりますと、主文、1、本件訴えを却下する、2、訴訟費用は原告の負担となっております。また、裁判所の判断におきましては、本件訴えは不適法であることからこれを却下することとして、主文のとおり判決するとなっております。

しかし、その後、令和5年4月20日に、控訴人、室戸市吉良川町乙2991番地、澤山保太郎、被控訴人、室戸市浮津25番地1、室戸市長植田壯一郎として控訴をされておりますので、控訴に応じて争うこととしております。

次に、今臨時会に提案いたします案件は、条例関係2件、予算関係2件、その他1件、人事関係2件の計7件であります。

以下、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号室戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、室戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告するとともに、承認を求めるものであります。

議案第2号室戸市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、室戸市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告するとともに、承認を求めるものであります。

議案第3号令和5年度室戸市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について。

本案は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯分及びひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分について、給付金の早期支給開始のため、令和5年度室戸市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告するとともに、承認を求めるものであります。

議案第4号令和5年度室戸市一般会計補正予算（第2号）について。

本案は、一般会計歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債の補正であります。

歳入は、財政調整積立基金繰入金を一般財源とし、特定財源の市債は事業に対する算定基準により補正をしております。

歳出は、シュレッター購入費78万9,000円及び室戸海洋深層水体験交流センター指定管理料5,220万円の追加でありまして、歳入歳出予算はそれぞれ5,298万9,000円を追加し、総額152億9,114万9,000円とするものであります。

債務負担行為の補正は、基幹業務システム等パソコンほか賃貸借業務について、基幹業務において使用するプリンターを追加するため、限度額の変更を行うものであります。

また、地方債の補正は、過疎地域持続的発展特別事業債について、事業に伴う限度額の変更を行うものであります。

議案第5号室戸市新漁村コミュニティ基盤整備事業海洋深層水体験施設における指定管理者の指定について。

本案は、地方自治法第244条の2第3項及び室戸市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第2号の規定に基づき、室戸市新漁村コミュニティ基盤整備事業海洋深層水体験施設における指定管理者の候補を選定したので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第6号教育委員会委員の任命について。

本案は、教育委員会委員植野真由美氏が令和5年6月5日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第7号教育委員会委員の任命について。

本案は、教育委員会委員北岡賢一氏が令和5年6月5日をもって任期満了となるため、新たに佃美保氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、概略説明をいたしました但、詳細につきましては関係課長から補足説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（町田又一君） 次に、日程第2、議案第1号室戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。小松市民課長。

説明の間、休憩をいたします。

午後1時20分 休憩

午後1時25分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 質疑をいたします。

この議案第1号国民健康保険税条例の改正案であります。改正するということは分かるわけですが、改正の理由というものが全然説明されていないわけなんです。先ほど担当課長が壇上でやりましたけども、ただこれを読んでもらうだけであって、なぜ改正しなきゃならないのかということの説明してもらわんと分らんわけやね。

それから、改正した結果、どういう効果が生ずるのかということですね。市民は得するのか、損するのかというようなことも含めて、理由とその効果について説明をしていただきたいと思えます。以上です。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。小松市民課長。

○市民課長（小松達也君） 澤山議員の御質疑にお答えします。

まず、さきに説明不足で大変申し訳ございませんでした。

（発言する者あり）

○市民課長（小松達也君）（続） すみません。

まず、議案説明資料の1ページの上から4行目になりますけれど、条例第2条第3項の国保税の後期高齢者支援分の2万円を引き上げる目的でございます。これは、まず後期高齢者医療制度は主に75歳以上の方が加入する医療保険制度で、その財源は国・県・市公費分が約5割、後期高齢者の保険料分が約1割で、あと4割は現役世代の国保税や健康保険料などからの支援分で賄われておまして、この支援分を今回引き上げさせていただくということになります。

それで、国では、団塊の世代の加入による被保険者の増加とか、医療の高度化などにより医療費が増加傾向でして、当面その傾向が続くと見込んでいるため、国保税の支援金分の限度額を引き上げることが目的でございます。

それで、この2万円引き上げてからの影響になりますけれど、令和5年3月末時点、令和4年度のこの限度額超過世帯、つまり上限額に達している世帯のうち後期高齢者支援分は4世帯でございますので、今回これを引き上げることによって、令和5年度の国保税の税率は令和4年度と同じであるため、令和5年度の課税超過額世帯、つまり上限額に達するという世帯もそれほど多くないと見込んでおりますので、限度額2万円引上げによる影響は低いと考えております。

それと、すいません、議案説明資料1ページの中段に条例第23条第2号の……。

（発言する者あり）

○市民課長（小松達也君）（続） 1ページです。説明資料の1ページになります。1ページの中段より下になります。第23条第2号です。これが国保税の5割減額の軽減判定所得の基準額を5,000円に引き上げるもので、その下2ページの上段にかかりますが、第3号の2割減額の措置に係る軽減判定所得の基準額の1万5,000円を引上げの改正でありますけど、これは消

費者物価など経済動向等を踏まえたものでして、低所得者層の保険税の負担は軽くなるということを図るためと理解しておりまして、影響額としては、算定はできておりませんが、中低所得者の方にとってはいわゆるよいことだとは思っております。

(発言する者あり)

○市民課長(小松達也君) (続) 軽くなるということになります。平たく言えば、控除額が高くなりますので、減額世帯が増えるんじゃないかと予測しております。よろしいでしょうか。

○議長(町田又一君) 澤山保太郎君の2回目の質疑を許可いたします。澤山保太郎君。

○7番(澤山保太郎君) 今一つ、二つ説明があったけど、これ全部説明せないかんわけよ。口ではもう言えんと思うから、書類を作らないかんわな。第何条はこういふに変えたと、それにはこういふ理由があるんだと、効果は負担が軽くなるのか、重くなるのかということも含めて、効果も記載してもらいたいわな。口頭で言われたってなかなかいかんと思うがな。

○議長(町田又一君) 執行部の答弁を求めます。小松市民課長。

○市民課長(小松達也君) 澤山議員の2回目の御質疑にお答えします。

今回、条文ばかり書いているということで分かりにくいということですので、今後、改正については、表形式で分かりやすく、理由とか、その後どうなるかっていう影響とか、そういうのを記載して御提示させていただきますので、以上でよろしいでしょうか。

(発言する者あり)

○市民課長(小松達也君) (続) はい。

○議長(町田又一君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(町田又一君) 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第3、議案第2号室戸市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。西村税務課長。

説明の間、休憩をいたします。

午後1時34分 休憩

午後1時41分 再開

○議長(町田又一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第4、議案第3号令和5年度室戸市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。濱田総務課長。

説明の間、休憩をいたします。

午後1時43分 休憩

午後1時52分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第5、議案第4号令和5年度室戸市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。濱田総務課長。

説明の間、休憩をいたします。

午後1時53分 休憩

午後2時1分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。久保田浩君。

○1番（久保田 浩君） 1番久保田浩。質疑させていただきます。

補正予算書19ページ、20ページです。この次の第5号議案の指定管理者の指定議案にも関係した予算でありますので、質疑をさせていただきます。

この歳出につきましては、6款1項3目観光費、12節委託料、これは10か月分の指定管理料として5,220万円が計上されています。この計上5,220万円には問題ないと思うんですけども、私が疑問に思うのが、なぜこれ市債、過疎債を充てるのかなというのが疑問に思っています。

そして、最終的な償還金額、約15年後ですけれども、幾らになるのか、総務課長にお聞きいたします。

また、この指定議案がたった10か月にもかかわらず、15年も支払いが続くということになりますので、なぜこれは財政調整基金とかそういったのを使わないんでしょう、なぜ起債なのか。これは10か月後には、恐らく再公募あるいは何かをして、この会社の役目っていうのは終わるのではないかなと思っておるんですけども、それともこの会社は10か月後も置くというつもりなのか、この辺を市長のほうにお聞きいたします。以上です。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 久保田議員の質疑にお答えをさせていただきます。

私への質疑は、今回提案をさせていただいております会社が10か月で終わるのか、今後も続けて存続させるのかという御質疑であったと受け止めました。

今の時点では10か月間で次の指定管理業者を育てたいと、見つけたいという思いもありますけれども、来年度の1年間でシレストを大規模改修するための計画づくりを策定していこうという方向にもありまして、その状況を見極めながら、今の会社を続けて経営主体になる可能性もあるという状況でございます。今10か月で終わるのか、続くのかといった明確な状況にならないことをぜひ御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（町田又一君） 濱田総務課長。

○総務課長（濱田亮士君） 久保田議員の御質疑にお答えいたします。

なぜ財源として過疎債なのかっていうところと、過疎債の償還の総額についての御質疑であったかと思えます。

まず、過疎債を財源とした理由につきましては、シレストの活用等について過疎計画にも載せておりまして、また過疎債ということで、財調基金等で対応するよりも交付税算入率がある有利な起債というところで、過疎債を財源として今回させていただいたところでございます。

償還の総額につきましては、借入額の元金5,220万円に対しまして、現時点の0.4%で試算し

たところ、利子のほうが158万4,162円で、償還の総額といたしましては5,378万4,162円と見込んでおります。

なお、償還の期間につきましては12年、最初の3年が据置期間で、利子のみを支払って、残りの9年で元金と利子を償還していく形になります。この償還期間は、過疎債の償還期間の最長のものが12年となっておりますので、1単年度当たりの負担が少ない形で最長の償還期間とさせていただいてるところでございます。以上です。

○議長（町田又一君） 久保田浩君の2回目の質疑を許可いたします。久保田浩君。

○1番（久保田 浩君） ありがとうございます。

この会社は10か月後にどうなるのか分からないということで市長の答弁でしたので、続く可能性があるということであったと思います。先ほど総務課長のほうから5,378万円、償還金の総額でいくとかかるということをいただきました。

このシレストの指定管理については、以前、観光ジオパーク推進課長のほうから聞きましたが、最初に年間4,900万円で公募を行って、決まらず、そして前の指定管理者であった日世通商さんと年間5,080万円でどうかと交渉されたけれども、決まらなかったという経緯があります。これを今聞いたら、10か月で5,220万円ですね、月に522万円です。日世通商さんとの交渉での5,080万円でいくと、月に424万円です。100万円近く上がってます。さらに、これ償還金を全部合わせると、恐らく先ほど5,378万円ですので、単純にいても530万円ぐらいかかると。なぜこの一番高いお金がかかる方法を市長は選んだんでしょうか。日世通商さんと、この1年だけであったら再延長ということでの交渉っていうのはできなかつたんでしょうか。予算的に見てもすごく損しているような気がするんですけども、これに決定した理由を市長、お教えいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 久保田議員の2回目の質疑にお答えをさせていただきます。

大きく質疑の概要は、当初日世通商さんとの指定管理のやり取りの中で上げられた指定管理費よりも今回の予算の額が高くなっているの、日世通商さんに引き続いてやってもらったほうがもっと効率的ではなかったのかといった御質疑だと受け止めました。

そうしたもちろん観点もありましたけれども、日世通商さんの考え方と我々の考えの中で一番考えを改めたかったのは、シレストむろとのサービスの在り方といったものをもっと向上させたいという思いがありました。そのことも日世通商さんとも議論をしながら、現場に当たってくれてる皆さん方の指導もお願いをしながらきましたけれども、地域の方々からもたくさんの方々の運営の在り方、サービスの状況等に批判の声をいただく中で、今回は市が主体になって、サービスの向上や運営の見直しも抜本的に取り組める機会にしてはどうかといったような思いも相まりましたことが大きな要因でありますけれども、現実的には日世通商さんは赤字になっておまして、その赤字を持ったままでの経営だとようやらないというお話も聞いて結果が出

たといったような状況でございました。以上でございます。

○議長（町田又一君） ほかに質疑はございませんか。亀井賢夫君。

○8番（亀井賢夫君） 8番亀井。本案について質疑を行います。

これちょっと間違うちよったら指摘してくれたらええことやけど、補正予算書の20ページの6款1項3目の12節委託料5,220万円について、もう一度お聞きしますが、この海洋深層水体験交流センターの指定管理料について、自分がチェックしたときに、令和4年度の当初予算では3,920万円の契約やったと思うがですけど、この予算では5,220万円、これは先ほど金額で課長は説明されましたけど、この増額となった1,300万円の理由、これの根拠を詳しく聞かせてください。以上です。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。大西観光ジオパーク推進課長。

○観光ジオパーク推進課長（大西 亨君） 亀井議員の御質疑にお答えいたします。

まず、前年度の指定管理料3,990万円から5,220万円に上がっている主なところというところですが、先ほど資料のほうで御説明をいたしました。11ページの資料のほうで、前年度の指定管理料、前年度実績、令和4年度の実績が真ん中にありますが、3,920万円、10か月分にする、下から2行目の3,266万7,000円になります。これで、日世通商さんは一番下の1,483万1,000円、10か月に割り戻してこれぐらいの赤字というか、損失が出ております。そういった損失を最初から計上するわけにはいきませんので、この指定管理料と損失分、さらに大きく上がったところとしましては、上のほうへ行きまして、支出の中である電気代がかなり上がることが予想されております。そういったことを計上、併せまして、歳入のほうではちょっと増加を見込みましたが、差引きをして、10か月当たり5,220万円という算出になりました。以上です。

○議長（町田又一君） ほかに質疑はございませんか。竹中真智子君。

○4番（竹中真智子君） 4番竹中真智子。すいません、議案の第4号と第5号とが一緒になったような質疑になるかもしれませんが、それはそうやないでということでしたら指摘をしてください。といいますのも、私が伺いたいのは、送迎バスの件についてお伺いをしたいと。

（発言する者あり）

○4番（竹中真智子君）（続） けど、ここには、予算書のほうのには0円でこれ計上されちゃう、そのことについてお聞きをしたいので、だから今の中に聞くことができるのか、それとも次の分で聞くことができるのか。

○議長（町田又一君） 予算のところでもた。

○4番（竹中真智子君）（続） じゃあ、次のでいいわけですね。

○議長（町田又一君） 今は予算のことだけということですので。

○4番（竹中真智子君）（続） それでは、お伺いします。

1日1往復、週2回運行するというようなことでバスの運行が言われています。これはバス

の運行費に係る費用というのはどのぐらいになるのでしょうか、内訳を教えてくださいたいです。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。大西観光ジオパーク推進課長。

○観光ジオパーク推進課長（大西 亨君） 竹中真智子議員の御質疑にお答えします。

申し訳ありません、自分が予算用の資料を作ってなくて、分かりにくくて申し訳ないです。今回の第4号議案で予算のことということですので、竹中真智子議員のこの5,220万円の中に送迎の費用が入ってるかということで答えをさせていただきます。この費用の中には送迎の費用は入っておりません。以上です。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） ほかに質疑はございませんか。小椋議員。

○9番（小椋利廣君） 9番小椋利廣。若干質疑をしたいと思います。

この資料を見ると、送迎バスは週に2回と、1日1往復と、こうなっちょりますね。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 今、4号です。

○9番（小椋利廣君）（続） 予算か。はい、分かりました、すみません。

○議長（町田又一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

健康管理のため2時35分まで休憩をいたします。

午後2時20分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第6、議案第5号室戸市新漁村コミュニティ基盤整備事業海洋深層水体験施設における指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。大西観光ジオパーク推進課長。

説明の間、休憩をいたします。

午後2時35分 休憩

午後2時42分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本件に関し質疑のある方の発言を許可いたします。山本賢誓君。

○11番（山本賢誓君） 11番山本。第5号議案に対して質疑を行いたいと思います。

先ほど第4号議案のところではほかの議員が予算のこともされましたので、私は運営方法に関して質疑をしたいと思います。

まず、市長に答えていただきたいんですが、11ページの事業計画の中の送迎バスを週に2回、これ1日1往復ということです。以前は閉鎖前は週5日、1日2便というふうな形でやっていたけども、この週2回、1日1往復に決めた理由を明確に教えていただきたいと思いません。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 山本議員の質疑にお答えをさせていただきます。

質疑の趣旨は、送迎バスに関してのことで、従来からして、今回は週2回、1日1往復ということに決めた理由は何かということでございます。

当初、この計画を立て上げた時点では、もうこの6月からの運営にはバス運行は考えずにスタートさせてみようじゃないかという実は案を持っておりました。ところが、その後、利用者のたくさんの方々から、やっぱり送迎バスの運行は不可欠だと、高齢者が多くて自分の車で行けない方が多いと、そうすると利用者も減るし、利用したい高齢者の方々の利用ができなくなるということで、内部でもう一度検討させてもらいたいということで再検討をさせてもらった結果、とにかく今の段階では委託という方式でバスの運行を、こういった計画のものを御提案をさせていただいておりますが、その後、また動きもありまして、何とか中古のバスでも購入できないかということの調査をさせておりましたところ、その中古バスの提案をしてくれる幾つかの業者もありまして、今そのバスの購入ができるかどうかということを検討しております。もし購入できるような運びになりましたら、もっと具体的な……。

（発言する者あり）

○市長（植田壯一郎君）（続） それにつきましては、先ほども言いましたように……。

（発言する者あり）

○市長（植田壯一郎君）（続） それでいいんですか。そういうことで、形として当初計画をまとめた時点では、取りあえず委託をして、ゼロやなくして、少しでも対応して、利用していただけるようにしたいということで、こういう形の週2回、1日1往復ということに決定させてもらった次第です。以上です。

○議長（町田又一君） 山本賢誓君の2回目の質疑を許可いたします。山本賢誓君。

○11番（山本賢誓君） 2回目の質疑を行います。

まず、そもそもバスの運行なしでやってみようという発想がどこから来るか分からん。とい

うのは、この事業の目的っていうのは、市長、健康増進、生活習慣病の予防等を助長するための事業、施設利用者及び交流人口拡大するための事業、これが設置目的と管理業務概要にどんとあるわけですよ。それを最初からバスの運行なしでやってみようというのは、要するに市民の方々の利用が減っても仕方がないっていう発想がそこにあるわけよ。そうやないです、市長、課長。そういう発想が出ること自体が、全く市民の健康増進にもつながらない、交流人口の拡大もしようと思わん、それが基礎にあるやないですか、そうやないです。市民の方々もみんな怒っちゅうし、それから市の職員の方もこれはおかしい、これはおかしいって言う。そういうことから何回か陳情も受けて、こういうふうな回数にしたと思うけれども、これじゃ駄目じゃないです、全く。交流人口の拡大もできない、健康増進の来てくれる人の数の拡大にもつながらないということはもう当然のことじゃないですか、週2回、1回っていうのは。基本的に、少なくとも1年間を予算の中にバスとか車両の経費が全然入ってないんですけども、保健介護課のバスとか、ほかのところから借りて、そういうところでやるっていうもんも分かってますけれども、そういった確約を、週に2回じゃなくて、週5日、それから週2便、少なくとも3月いっぱいやった、元に戻す方法、これでまずは取り組んでみるべき。その確約が今日の答弁でできんようでしたら、これ否決ですよ。それぐらい市民の方々は怒っちゅうということですから、議員も怒ってますよ。

そういった方向性を、市長の答弁を僕がさっき止めたのは、先にそれを言われたらこっちの質疑が困るから止めた、そういうことながよ。ほんで、ちゃんと最終的に私の質疑の間に、当初やっていたレベルまで取組をすると、そういうことをはっきり明言をしていただかなければ、この案は苦渋の決断になりますけれども、否決になりますよ、これは。

まず、市長よりも課長に聞きます。そういった私の質疑が整合性があるかどうかを教えてください。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 山本議員の2回目の質疑にお答えをさせていただきます。

山本議員からの御質疑、御指摘はもっともなことであるというふうに私も率直に感じております、受け止めております。それは、当初、バスを走らさずにやってみようかといった背景には、御案内のとおり、コミュニティーバス、東部バス、スクールバス、いろんな市のバス体系がありまして、そういったことの調整もしながら、何か効率的ないいものがないかという思いが1つ。

それともう一つは、車で来てくれる方とバスを運行して乗ってきてくれる方の不公平さが出るんじゃないかという意見の思い、そうしたものも相まって、もっと若者の利用も増やしていけるようなアプローチもしていきたいといったような思いなどが相まって、今回、2か月間休ませておりますけれども、新しいスタート時はそんなことも思いを持ちながら、バスの計画をよう上げずに、収支のバランスということで運行を一步下げたということが現状でござい

ますが、山本議員から御指摘のありましたような、多くの市民の方々も、私も御要望も受けましたし、議員のほうからもそうした御意見、議会のほうからも御提案をいただけたら、積極的に前へ向いて、バスの運行については考えていきたいというのが私の思いでございます。以上でございます。

○議長（町田又一君） 大西観光ジオパーク推進課長。

○観光ジオパーク推進課長（大西 亨君） 山本議員の2回目の御質疑にお答えをいたします。

市長がお答えしたとおりかと思えます。当初は、市長も言われてました、自家用で来られる方とのバランスとか、燃料費高騰など経費増大を受けて、高額となっている指定管理料の軽減を図る必要もあるということで、路線バスとか、コミュニティーバス、そういったことの活用を検討すべきではないかということで、送迎をサービスとしては行わないということも考えておりましたが、大勢の利用者の方々が求める声が多いということで、送迎サービスを急遽委託業務により週2便ということで計上させてもらっております。

ただ、先ほど市長も申しましたとおり、市長のほうからもう少し便数を増やすようなことの模索の指示を受けて、中古車両のワンボックスカーの購入によって便数が増やせるんじゃないか、議員さんから提案のある週5便とか、そういったことができるんじゃないかということで、委託料と比較しても、どうもできそうだといいところまで現在来ておりますので、市長が先ほどお答えしたように、前向きに検討していくことになるとお答えをいたします。以上です。

○議長（町田又一君） 山本賢誓君の3回目の質疑を許可いたします。

○11番（山本賢誓君） 3回目の質疑を行います。

市長、課長は市長の答弁よりもっと前向きにやりたい思いを持っていますよ。ただ、市長を飛び越えてできないから、市長の顔をちらちら見ながら答弁してくれましたけど、そういう期待もせないかん。

ただ1つ、市長の先ほどの答弁で、大西課長も言いましたけれども、バスを利用する方と自家用で来る方の不公平、どこが不公平。バスを利用しなくてはならない人は、足がないからバスに乗ってきてくれるんです。それただでバスで来よる人と自家用で来てくれる人との不公平さもっていうことを2人が言うたんですけど、そういう発想は駄目でしょうが、不公平云々の問題やないでしょうが、分からん。

市長、それと若者の利用客を増やすということも言ったですよ、今。若者の利用客もそら増やしていく努力、広告費もちゃんと予算の中に入っちゃうけれども、それやったらまず市役所の職員400人いますよ、半分に行かしてみなさいや。全然行きゆうかどうか、何人行きよりますか、市役所の職員で、物すごい利用量になるでしょうが、そういうこと。自分の足元をせずにおって、足がない人が来れないのに、バスも減す、車で来る人とバスに乗る人との不公

平感があるからバスの運行を控えた、そんな発想は全く駄目、市長。市役所の職員にも二、三か月かけて、何か月に一遍行くようにっていうことはできるでしょうが、それは、利用しろと。それもせんずくにおって、一般の方々の中の若者に利用せえたって、今まで利用したこともないのにどうして来てくれる。地道に市役所の職員の若い人がどンドンどンドン行き出した、効果がある、そういうことをだんだんだんだん市役所の職員が利用することで広めていかないかんでしょうが。長うなりますき、そういうことも含めて、もう一度大西課長が言いかけた、当初に近い利用方法、それを検討するということをはっきり言ってもらわんと、もう否決になりますから、大変なことになりますよ、利用者は。答弁してもろて、3回目を終わります。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 山本議員の3回目の質疑にお答えをさせていただきます。

質疑の趣旨は、バスをもっと走らせて、利用者を増やさないかんのじゃないかという大きな思いがあるんじゃないかというふうに思いますけれども、1つ具体的にバスに乗る人と車で来る人との不公平という考え方はおかしいじゃないかという御指摘がありました。

このことについては、いろんな受け止め方がありますけれども、例えば健康大学のような、ああいった収益性のないイベント、けどここは収支が伴いますので、一定車で来る人、公共バスで来る方、みんな自費で来られてる方です、そんな方と車で迎える方との不公平感というのは捉え方によってはあって普通じゃないかなというふうに思います。

（発言する者あり）

○市長（植田壯一郎君）（続） それは私の考え方ですので、ただ今回のような健康増進施設ということを出本議員からも言っていて、そうしたサービスはいいじゃないかという議会からの御提案もいただき、市民からの大きな要望もいただきながら、それやったらいけるなという判断は当然させていただきたいというふうに思います。これが1つ。

それともう一つに、市の職員を利用ささないかんじゃないかという、利用していただきたいです。けど、これは御案内のとおり、私が行けというて命令することはできませんけれども、推進をして、積極的な利用をしながら利用者を増やしていく、当然の御指摘やと思いますので、これからもそんなことは市民のほうにも働きかけていきたいなというふうに思います。

それともう一点、今まで使ったこと、利用したことのない方に行け行け言うても行くかという話ですけども、一番の課題は、使ったことのない方に使ってもらえるようなサービスの仕方とか、企画なんかも考えて、より多くの方に広く使っていただきながら、健康意識を高めて、健康になってもらえるような、そんな拠点施設に努めていきたいと思っておりますので、どうぞまた今後とも御支援いただきますようによろしくお願いいたします。以上でございます。

（発言する者あり）



○議長（町田又一君） ほかに質疑はございませんか。竹中真智子議員。

○4番（竹中真智子君） 4番竹中真智子。送迎バスの件でお伺いをいたします。

今回資料を見てみましたら、週に2回、1日1往復ということになっていますが、先ほど課長のほうから説明がありましたので、大筋大体分かりました。今年の3月までやっていた業者になるまでは、週に5回、1日2往復で運行をされておりました経緯があります。本市は高齢化が進みまして、自分の車の運転を控えたり、運転免許の返納をしたりで、利用者の多くは、特に高齢者はバス運行を強く望んでおります。施設の設置目的は、地域資源である室戸海洋深層水を活用した市民の健康づくりとともに、交流人口の拡大、促進による地域の活性化を図るとなっております。指定管理業者にバス運行を全部委ねてできればよいのですが、そうでなければ、健康増進施設でもありますので、保健介護課などとも連携をしてできないものかと願うものであります。ぜひ検討をしてみてください。

そしてまた、室戸市には自宅に風呂がなく、不自由している市民もおります。そういった人たちもバス利用することで入浴できるようにもなります。

交流人口の拡大にもバスの運行は大事な要件となります。バスの運行は今までのようにしていただきますように、またバスの大きさは、先ほどお話がありましたけれども、もう一度何人乗れるバスが運行されるのか、お聞きをします。

次に、料金のことになります。

子供料金は、プール利用も入浴利用も600円となっております。市民会員の大人料金800円に比べて600円は高いというふうに思うのですが、どうでしょうか。ほかの多くの施設では、大人料金の半額となっているところが多いように思います。子供が来れば大人がついてくるパターンが多くなるかと思しますので、収益が増えるということにもつながるかと思しますので、子供料金につきましても検討いただきますようお聞きします。

6月1日オープンに向けて、待ちわびる市民の方の思いを酌んでいただきまして、早急な対応を取ってくださるようご答弁を求めます。以上です。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。大西観光ジオパーク推進課長。

○観光ジオパーク推進課長（大西 亨君） 竹中真智子議員の御質疑にお答えをいたします。

まず1点目、送迎バスの件ですが、先ほども御答弁しましたように、週5回の運行に努めていくということです。何人乗りの車ということですが、いろんなところに見積りを取ったところ、やっぱり8人乗り、運転手がいますので、乗せれるのは7名になると思います。

あと、2点目の議員さん御提案の子供料金を安くするという、すいません、当初計画を上げたときには、前回の料金をそのままスライドしておりますが、議員さん御指摘のように、子供さんの料金を下げることで、また家族とかそういった方も来られるということも考えられますので、そういったところは参考に考えていきたいなと思います。以上です。

○議長（町田又一君） 竹中真智子議員の2回目の質疑を許可いたします。

○4番（竹中真智子君） 指定管理業者にバスの運行を全部委ねてできればいいんですけども、金額が結構燃料費とか人件費がかさんでくるかと思います。そんなことを考えたときに、保健介護課とか、生涯学習課とか、そういう関連するところがお金を出し合ってやっていけるような方法を模索していただいたり、とにかく指定管理業者に全部重ねてしまうっていうのは、今までの経緯を見てみましたら、これが結構大きな赤字を生み出すもとになっているような気もいたします。何とか検討していただいて、この管理委託の業者がせよというだけではなくて、助け合いができないか、もっと執行部のほうで知恵を出していただきたい、ぜひ検討していただきたいと思いますが、どんなでしょうか。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 竹中真智子議員の質疑にお答えをさせていただきます。

指定管理業者だけに委ねずに、関連する市の、例えば保健介護課なんかとの連携を持つことによって、燃料費だとか人件費の高騰も抑えることができる効率的な安定を図り、より利用者も増えるんじゃないかという御指摘でございますので、それぞれの担当がもう精いっぱい業務もありますので、そんなことが連携できるか、しっかりと協議をしないきませんけれども、健康づくりの観点で立ってシレストを使ってもらうというようなことをテーマにして、保健介護課さんがその部分で運んで、例えば何かの健康づくりのモニターをリンクをすとかというようなことなんかも考えられると思いますので、様々なそうした議員さんからの御提案を大事にさせていただきながら、今後の取組にも検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（町田又一君） 竹中真智子君の3回目の質疑を許可いたします。

○4番（竹中真智子君） 竹中真智子。3回目を行います。

それぞれの担当の課のほうも名前を出しましたけれど、あっさり言うて室戸市でやってみてはどうでしょうか。コミュニティーバスも室戸市でやっていますよね。そういうのを考えたら、室戸市でやれんことはないがじゃないですか、どんなでしょうか。3回目お聞きします。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

（発言する者あり）

○市長（植田壯一郎君） 竹中真智子議員の3回目の質疑にお答えをさせていただきたいと思っております。

シレストを利用する方だけのための市運営のバスを出したらどうかということの御提案というふうには受け止めさせてもらってよろしいでしょうかね。

今の時点では、シレスト専用の市公営のバスを出すような検討はしたことがございません。これはなぜかという、指定管理であってもなくても、一応シレストという事業体は収支が問われる施設でもあります。それとまた、健康づくりという、健康増進という、また観光、交流人口の増加ということもありますけれども、一定今の収支の中で赤字を少なくしながら経営体

も安定させていくようなことが当然求められますので、バス専属にはいきませんが、各議員からも御提案いただきましたような効率のいいところの対策は講じながら、できるだけ利用者に不便のかからないような対策を担当課と共に協議をしていきたいと思っておりますので、御理解賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（町田又一君） ほかに質疑はございませんか。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 質疑はたくさんあるんだけど、分けてやらないかんかね、一遍にやってもええかな。

○議長（町田又一君） 一遍にやってください。

○7番（澤山保太郎君）（続） 第5号議案ですが、第1に、10ページに指定管理者の候補者の選定方法を公募によらず指定管理者の候補者の選定を行ったと書いてありますが、公募によるというのが基本的なルールじゃないかと思うんですが、公募を下げた理由は何だったのか、お聞かせ願いたい。

それから、植田市長が代表になっているこの会社ですが、ウェルネスむろとですか、これは定款や役員名簿、あるいは実績、こういうものを議会に出しておりますか。出資金なんかの予算は通つようなんですが、そのときにそういう会社の定款、役員名簿とか、そういうものを出さないことには実態がはっきりしない、そういう団体だというふうにしかな受け取れんわけです。定款ぐらいは今すぐでも出せるんじゃないですか。

それから、地方自治法の第142条、市長の兼業の禁止というのがありますよね。市長は兼業についてはいろいろ制限があるわけですが、この第142条の兼業の禁止という点に触れるところはないのかな。市長を辞めるか、会社の代表を辞めるか、どっちかを選択しなきゃならんような事態が起こってるかもしれないわけね。これは専門の法律家の判断も必要かと思うんですが、この点についてクリアしているかどうか、説明をしてもらいたい。

民法の第108条、いわゆる双方代理の禁止、あるいは自己契約の禁止というのがあるがです。双方代理というのは、植田市長は室戸市を代表してるわけ、相手側の会社の代表もやってるわけよね。同じ問題で両方の代表を兼ねるということは民法では禁止されとるわけね。あるいは、自分が社長であり、そして市役所の市長である、自分が自分と契約するというようなことも禁止されとるわけね。民法第108条の禁止されている問題について、これはクリアしているかどうか、この点を説明をしてもらいたい。

この収支計画書を見たところ、燃料費、電気、ガス代が3,500万円ぐらいあって、全体の半分を超えているか、半分ぐらいになってるわけね。収支を改善せんことには、全体の経費が7,000万円ぐらいのうち、2,000万円ちょっとしか収入がないということよね。要するに、30%に足りないわけですよね。こういう状況については、指定管理者を選ぶときの一つのテーマに挙げて、何かいい案はないか出させると、競争させるという、そういうことも必要だったと思うんだよね。

そもそもこれを聞きたいんだけど、このお風呂をフル回転した場合、採算が取れるようになっているのか。最初に施設をつくったときに、フル回転しても赤字になるというような状況だったんじゃないかと、初めからもう赤字を計画してたというふうに考えられるわけよね。特に今でも経費の30%足らずしか賄うことができないわけやから、これはやっぱり根本的にやり方を変える必要があると思うんだよね。

今料金が高いという話も出てきたけど、800円も取るなんていうようなところに月に1回でも2回でも行けるような市民ちゅうのはちょっとしかいないですよ。さっきの議員の話にもありましたけど、風呂がないというお年寄りがいっぱいおるんですよ。前は市民館などで風呂のない人には風呂を使わせておったけど、今はそれも禁止されとるわけよ。風呂もないような人、貧しい人がたくさんおる、そういう人の健康のことも考えないかんと思うんでな。800円も取る、安芸の風呂は350円かそこらよね、そんな高額のを払って風呂に入りに行くという人は相当な裕福な人だと思うんだよな。だからそのことも構造的な赤字を解消するということをすれば、もっと安い値段で多くの人が通うて入れるということにできると思う。

例えば、ボイラーをまき炊きに替えるだけで、この経費全体の半分ぐらいの燃料費がただになる可能性があるわけよね。まき炊きボイラーというのを東洋町でやったわけやから、NHKでも載ったけど、そういう抜本的な、構造的な欠陥を直す、そういうものを指定管理者に選んでくるというような、そういうやり方をすべきだと思うんだよな。このウェルネスむろには何の実績もないし、役員だって誰が役員になってるか分からんし、どんなスタッフがおるんだと、専門的なスタッフがおるのか、今から募集するのかもしれないけど、その実績も何もない者が指定されるということ自体がおかしいと思うんだよな。

ほれから、忘れんうちに言いますけど、この収支計算書に消費税がどこに入っとるのが、租税公課が24万円か、しかし2,000万円ぐらいの売上げがあって、租税公課が消費税を含めて二十万円やそこらということはおかしいわね。数百万円の消費税が起こる、消費税は役場が別に払うつもりかな。

あちこち飛びますけども、ひとまずそれでお答えをお願いします。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 澤山議員の質疑にお答えをさせていただきたいと思います。

大変数多い質疑でございましたので、私のほうから答えれることは答弁させていただきますが、また後、副市長や関係課長から補足させますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

初めの1点目に御質疑のありました指定管理を公募によらずこの会社に決めたその理由は何かといったこと、それとこの会社の定款や役員名簿などの状況を議会に示さなければならぬんじゃないかといったようなこと、それと兼業の禁止に触れることはないかといった法的な根拠に基づく指摘がありまして、両方、両方というのは市長とこの会社の代表という兼業がで

きるのか、民法では禁止されておりますよといった御指摘等をいただきました。こうしたことは、具体的な法のことも伴いますので、担当課のほうからまた補足をしていただきたいと思います。

全体的には、それぞれ専門家の先生方の御指導も受けながら、大丈夫であるということで会社を設立して指定管理になったという背景がございますので、それはざっくりですが、私のほうで方向性としてお答えをさせていただいておきたいと思います。

それと、収支計画書に伴うことで、7,000万円ぐらいの経費が要る中で、2,000万円余りの収益ということで、経費の30%ぐらいの収益性しかないじゃないかと、これ事業だけで見たらそのとおりなんですよ。だから、バスの運行のこともそんな議論でどうしようかということ、あるいはレストランの部門も今回よう開業しませんけど、そういった収支の問題ということもありまして、事業をする施設だけで見たらそうですけど、このシレストむろってというのは、当初から健康増進、交流人口、地域のいわゆる観光振興、様々な観点から整備をされた事業でありまして、今でも健康増進という市民の一番の大事なところを支えていく、しかも海洋深層水のPRにつながる、さらには室戸のまちのイメージの向上にもなってる、そういったことから位置づけられて運営されておりますので、収支だけに置いた見方はしてないというのが私の今の考え方でございます。

それと、お風呂のない人が多いぞと、そうしたお風呂にも入れないような方の健康対策が必要じゃないかというお話がございました。

そのことも、今の時点で私自身がどれぐらいお風呂のない御家庭の方がいるのか掌握できておりませんが、状況把握もしながら、今後の対策は検討していかなければならない問題なのかも分かりませんので、また内部協議をさせていただきたいと思います。

それと、光熱費の問題でボイラーをなぜ炊くのかといった御指摘もありました。これでまきに替えたなら経費削減につながるといった御指摘で、東洋町のほうでの御経験からの御提案かと思いますが、実質シレストについては、まきで炊くになりますと、水温の調整だとか、それに伴う人件費の問題とかという様々な問題が来る中で、なかなかまき対応というのは困難ではないかなというふうに、今の時点では率直に感じているところでございます。

それと租税公課についての御指摘もございましたし、消費税のことで役場が払いますかといったお尋ねもございましたが、詳細については担当のほうから補足説明させますので、よろしくお願ひしたいと思います。私からは以上でございます。

○議長（町田又一君） 黒岩副市長。

○副市長（黒岩道宏君） 澤山議員の御質疑にお答えいたします。

まず、1点目の指定管理の公募をしてないんじゃないかというお話ですが、指定管理者の公募につきましては、今回2度行っております。1度目の公募では応募者がなく、2度目の公募では1社が手を挙げていただきましたが、選定委員会を開きましてヒアリングを行った結果、

応募者、前の運営事業者さんですが、燃油の高騰であるとか、コロナ禍の影響で利用者の減により非常に苦しい経営状況であるという現状が示されまして、今後の運営計画としては、市からの指定管理料の増額が必要である、先ほど5,080万円で募集したという話がありましたが、それではちょっと間に合わんよということで、増額が必要であるというようなお話がありました。それに加えて、今行っている営業時間の短縮とか休日増、それからバスなんかについてももう赤字を増やさないというようなことでサービスを縮小する方向の提案をいただきました。ただ、この提案内容ですと、現在、当該施設を利用いただいている市民の方からの要望や市が進めているウェルネスシティ構想の中核施設としての市の方針とは異なる内容でありましたので、選定には至りませんでした。その後、合同会社ウェルネスむろとということのを室戸市のほうで設定しまして、これを指定管理者としてます。

今回の説明資料の10ページにも書いてますが、2番の指定管理候補者の選定方法としましては、指定管理者の条例の第5条第1項第2号の規定に基づき、公募によらず指定管理者の候補の選定を行ったということになっています。この第2号といたしますが、公の施設の設置目的と合致する目的により設立された団体に当該施設の管理を行わせることという場合には、公募によらず候補者を選定できるということになっておりますので、そこに基づきまして指定をしております。それは、同じ資料の4の(4)候補者の概要のところの目的として、まず1番目に、海洋深層水を利用した健康の増進及び利用を図るための事業、8番目に、公共団体への発注する指定管理及び委託に関する事業の受託、9番目に、室戸市の地域振興に関する事業などが、先ほど定款というお話もありましたが、これらのことが定款にもうたわれておりまして、先ほどの条例の内容に合致するということと判断しましたので、公募によらず選定を行うことといたしました。

次に、地方自治法の第142条ですかね、市長の兼業禁止の規定ですが、この第142条の兼業の禁止の例外の項目として、市町村から当該団体への資本金、出資金等の割合が2分の1以上ある場合というのがございます。先ほどの資料にもありました、この合同会社ウェルネスむろとは市が全額出資をしておりますのでこれに当たるということで、兼業規定の禁止には当たらないというふうに考えております。

それからもう一点、双方代理の関係ですが、指定管理制度につきましては、これは行政処分的一种でありまして、契約締結行為には当たらないので、民法の双方代理の規定は適用されないということになっております。以上です。

**○議長（町田又一君）** 大西観光ジオパーク推進課長。

**○観光ジオパーク推進課長（大西 亨君）** 澤山議員の御質疑にお答えをいたします。

まず1点目、公募によらずということですが、どうしてということですが、まず公募によらないことができるというのが、指定手続等に関する条例の第5条のほうには、各号のいずれかに該当すると認めるときには公募によらず指定管理者の候補者を選定することができるとい

うことで、議員さん御指摘のように基本公募によるものだと思いますが、公募によらず選定することができるという項目に合致をしておりますので、今回、公募によらず行ったところです。

公募によらないことにより、6月1日のオープンにたどり着けたというふうに考えております。会社の設立が4月19日で、4月25日に審査をして、今回の議会に提案をしておりますので、公募をしておいたら、また後ろのほうにずれるということで、一刻も早く再開をしたいということで、この条項を適用して、公募によらず選定をしております。

次に、会社の定款につきましては、この会社は合同会社として、法人登記に定款の記載は必須となっております。ただ、定款は定めております。今回、議案の資料で添付をしておりますようなことが記載をされておりますので、定款の内容の記載はしてありませんでした。

事業の会社の目的でありますとか、代表者、そういったことが定款のほうには書かれております。それ以外ですと、事業年度が4月1日から3月31日までといったことが書かれております。そのほか、役員名簿ということですが、合同会社は社員になりまして、100%出資ですので、社員が室戸市になります。代表取締役とか株式会社のように代表者というのはいなくて、社員が室戸市になりますので、職務執行者が市長である植田壯一郎になるということになります。

あと地方自治法、民法のほうは、先ほど副市長のほうからもありましたが、顧問弁護士のほうにも確認は取っております。

それと、租税公課のほうは、前年度の実績を基に算定をしております。一応その中には消費税も入っておりますが、消費税は全てが課税の対象になるものではないのかなと考えております。

なお、消費税につきましても、前年実績で算定をしておりますので、それほど差異はないかなと考えております。以上です。

(発言する者あり)

**○観光ジオパーク推進課長(大西 亨君) (続)** いや、かかって、計上した額が租税公課の24万円のうちに入っていると、印紙税と消費税で24万円を見込んでおります。以上でございます。

(発言する者あり)

**○議長(町田又一君)** 澤山保太郎君の2回目の質疑を許可いたします。澤山保太郎君。

**○7番(澤山保太郎君)** 答えられてないので、もう一回言いますが、あの施設をフル稼働させて、定員いっぱいの状況を日常的に続けてやった場合、その場合でも採算が取れないような、そういう状況ではないのかということを尋ねてるわけよね。それは、この施設をつくるときに私も市議員だったんだ。そのときに論議されたのはその点なんだよね。フル稼働しても採算が取れない、赤字になるということだったんだ。これは採算取るとか、取らんとかというような問題じゃなくて、健康増進のためだということがあるけど、しかし採算、このような

高額な入浴料を取っておったら、大半の貧しい人の健康増進には何もならないわけよね、相当な資産がある者じゃないと使えないわけですから。大半の貧しい市民の健康増進のことはどうするんだというふうになるわけよね。だから、やはり採算のことは重要なんだよ。貧しい市民に広く使ってもらうためにも、採算をよくして、料金を安くするということが重要だから質疑してるわけ。

一番肝腎なのは、燃料費が3,500万円ぐらいかかるとるわけ、経費の半分がかかるとるわけよ。これは抜本的に改善することはできるわけよね、まき炊きボイラーでやれば廃材が使えるわけですから、燃料費がほとんどただなんで。温度の調整ができない、ほんなことは絶対あり得ないわけ。それはまきで炊いてる銭湯なんかはどこでもあるし、農家の温床なんかはまき炊きボイラーを使いゆうわけよ。それらが温度調整ができないなんて、ほんなことはあり得ないわけ。むしろまき炊きのボイラーは、ガスで炊くよりも保温効果がずうっと続くと、いこりというか、炭のような状態になったまま釜の中に残るので、明くる朝まで温度が保たれるというような、そういう効果もあるわけよね。だから、そういう点からして、施設の構造的な赤字体制をやっぱり克服するということをせんと、多くの市民が利用できないわけよね、今のような料金では。そのことを私は言うとするわけだ。その点について答えてください。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 澤山議員の2回目の質疑にお答えをさせていただきたいと思いません。

御指摘はフル活動しても採算が取れない施設じゃないかといったことと、それと資産のあるものでないと利用ができない施設じゃないかと、それと燃料経費がすごく高額なので、まき炊きボイラーを使えば、かなりコストが下げれるといったようなことが大きなお話として、総合的には赤字解消するような取組をなささいという御指摘だったというふうに受け止めました。

そのことについて、まずフル活動させてもということ、赤字かどうかというのは、当初のことを全部記憶しておりませんが、施設をつくったときには、6万か7万人か、フル利用者を計算したら、そのときは今ぐらい油の高騰でもなくて、黒字ベースにいけるという計画ではなかったかなというふうに、これは推測で申し訳ないですけど、計画はそうじゃなかったかというように今は思っております。

その後、今回、今これだけ油が高騰したという中で、何とか対策ができないかということで、私も実は工科大学の先生方にも来ていただいて、木質バイオマスで温度を上げる取組ができないかといったようなことなんかも研究、考えていただく機会を持ちましたが、実際それに至っていないというのが現状です。

澤山議員は、まき炊きのボイラーでやって安定もさせてるという御指摘ですけど、御意見の施設園芸ハウスに使っております木質ペレットのボイラーはたくさん利用者もおりまして、ハ



ウスの中の温度を安定的に供給してるという現場は私もよく知っております。

しかし、今シレストの場合は海洋深層水を沸かすといった仕組みの中である施設に、電化かガスかといったことで、今ガスのほうを使われてるようですけども、そういった形の中で、木質に替えるとなると、今の技術でするのでできないことはないかも分かりませんが、ただ改良する設備費なんかの問題がどうかといったことなんかも踏まえて、今では試算もできていないし、高額になるんじゃないかといったところで、今回の計画はかなり燃料費が経営に負担をかけるような状況で計上させていただいておりますけれども、澤山議員の御指摘のような燃料費のいわゆる対策というのは、何がしかの時代に合ったような効率性のあるものはぜひ見いだし、導入できるようなものであれば導入をしていきたいなということは常々私も考えておりますので、そのことはまた御理解いただきながら、何かさらに技術なんかの御提案がありましたら、御意見も聞かせていただけたらありがたいと思います。

それと、料金の問題が伴ってると思うんですけども、全国的にタラソテラピーといいますか、海洋深層水を使った同じような施設のほかの施設と比べたら、室戸の場合は料金は安く設定をさせていただいております。これが大衆的なものであるので、できるだけ利用してもらいやすくするための料金の設定を考えていくために安くしていくことっていうのは、一つの考え方ですけど、こういった一定の施設の評価の中で、利用する方々にしたら、料金を払ってでも使わせてもらいたいという人の需要を増やしていくということも一つの対策として必要ではないかなというふうに考えておまして、先ほども子供の料金をといた御提案もありましたけれども、そうした各議員からの御提案なんかも踏まえながら、できるだけ効率的で、利用もしやすく、健康増進、交流人口の増大、地域の観光振興なんかに本当に目に見えるような効果の出せる施設に、私が今回議会で御承認いただきますと社長になることになりますので、積極的に頑張ってまいりたいと思いますので、今後ともの御指導をお願い申し上げまして、答弁に代えさせていただきたいと思います。以上でございます。

**○議長（町田又一君）** 澤山保太郎君の3回目の質疑を許可いたします。澤山保太郎君。

**○7番（澤山保太郎君）** 5,200万円もの委託料を出すわけですよ。これだけのお金があったら、まき炊きボイラーに替えたら無料にすることができますよ。いかに多くの人を、特に風呂もないような人もたくさんおるんですが、そういう人を救い出すという観点を持つべきだと。私が言うのとることに何もかも反論しなくてもええんです、検討しますとか、何かその程度の答えぐらいいは出してもええんじゃないかと思うんよね。

消費税についても、消費税がかかるわけよ、売上げがあるんだから、1,800万円か2,000万円近い、消費税が20万円やそこらで済むと思いますか。これも検討しますでええんじゃないの。何もひがちになって私に反論する必要は全然ないわけです。その点ちゃんとしてもらいたいと思うね。以上です。消費税もう一回検討するなら検討すると言うたらええ、こんなもん20万円や30万円で済むか。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。大西観光ジオパーク推進課長。

○観光ジオパーク推進課長（大西 亨君） 澤山議員の3回目の御質疑にお答えをいたします。

消費税について検討をするという言葉が正しいか分かりませんが、今の試算では、収入、収益が1,880万円あっても、経費を差し引いて、24万円あれば消費税は払えるという計算ですが、しっかり計算をして、議員さんの言うように市が払うようなことはありませんので、もし消費税がこれより上がったとしても、資本金の範囲で合同会社が支払っていくことにはなると思いますので、対応していきたいと思います。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 澤山議員の3回目の質疑であります。御質問の答弁にまき炊きのボイラーのことを例に挙げられて、対応できると入場料が無料にできるというお考えの御提案ですけれども、私の今のこの立場でそうした状況は全く頭の中に情報としてないわけで、それを検討するなんてことを言いますと、逆に澤山議員に失礼にもなりますので、もう少しいろんな角度から情報も集めて、それが本当に検討できるぐらいのものであれば、また一緒になって進めていけたらなというふうに思いますので、議論をさせてください。よろしくお願ひします。

○議長（町田又一君） 小椋利廣君の質疑を許可いたします。

○9番（小椋利廣君） 9番小椋利廣。前段の議員さんがいろいろな質疑をされておりますので、私のほうからは若干お聞きをしたいと思います。

まず、バスの件ですが、バスは8人乗りで、運転手をのけると7人しか乗れんという答弁やったと思います。その中で、今までに使っていたバスは何人乗りのバスで来たのか、これをひとつお聞きをしたいと思います。

それから、この送迎バス、週に2回、1日1往復ということになっておりますけれども、バスは実際、シレストに何時に着いて、何時に出発するのか。今までの答弁では、2回を、できる範囲1週間で5日動かすというふうな答弁があったと思いますけれども、5日の1日1往復のバスの時間帯、積んできて、また積んで帰らないかんということになると思いますので、その付近はどういうふうになるのか。

それからもう一つ、開館時間については午前10時から午後9時までであるというふうになっておりますが、時間帯の中で何時に着いて、何時に帰るのか、お聞きをしたいと思います。

それから、先ほども料金の問題が出ておりましたが、子供の料金は大体大人の半額ぐらいじゃないかというふうな話もありましたけれども、これを見ると、大人が市外の居住者は会員の方が1,300円、非会員では1,600円というふうになっております。果たしてこの非会員の市外から、県外から来た方が1,600円を出して入っていくかなあと、これがほんまに健康増進につな

がっていくかなあというふうに、僕はもう非常に不思議でおれんのやけど、こんだけもの高い料金を取らんといかんのかなあというふうに思いますが、この付近の答弁をお願いをいたします。この料金については、今後、検討していく余地はあるのかどうか。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。大西観光ジオパーク推進課長。

○観光ジオパーク推進課長（大西 亨君） 小椋議員の御質疑にお答えをいたします。

まず1点目、バスですが、これまでのバスは何人乗りであったかということですが、これまでは6人お客様を乗せていたというふうに聞いております。

バスの便ですが、何時に着いて、何時に帰るということですが、まだ正確な時間は決めておりませんが、朝9時ぐらいにシレストを出発して、迎えに行ったら、迎えと送りがそれぞれ西、東へ行けるというふうには考えております。

（発言する者あり）

○観光ジオパーク推進課長（大西 亨君）（続） 迎えに行く場所とか、どこを走らすとかっていうのをこれから考えていくようにはなると思うんですが、これまでの送迎の中でも、9時に出たら、1日西と東の送り迎えが十分に行えてましたので、そのように考えております。詳細な時間についてはこれから検討していきたいと思っております。

（発言する者あり）

○観光ジオパーク推進課長（大西 亨君）（続） もう一点、市外客のお客様が高額ということで、この値段の見直しは検討しているのかということですが、現在のところ、市外の方の料金については、このまま前回の金額を維持をしようと考えております。市外については、これじゃあお客様が来ないんじゃないかということですが、PR、営業のほうをこれまで以上に実施をして、市外のお客様を増やしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（町田又一君） 小椋利廣君の2回目の質疑を許可いたします。小椋利廣君。

○9番（小椋利廣君） もう一点お聞きをしたいと思います。

市外の方の非会員の方は、1回の入浴料が1,600円やということで、これを継続をしていくという話ですが、本当にこの1,600円で市外の方が入浴をしていく、そういうこの環境が生まれていくのかどうか。私は非常に高過ぎて、逆に敬遠をされていくんじゃないかなあというふうな考えもあるわけやけど、この付近の今後の対応についても一度お聞きをしたいと思います。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。大西観光ジオパーク推進課長。

○観光ジオパーク推進課長（大西 亨君） 小椋議員の2回目の御質疑にお答えをいたします。

市外の料金につきましては、先ほども申しましたとおり、現在のところ、この金額で営業のほう、PRのほうを実施していきたいと考えております。ただ、議員さん御指摘のように、この金額が営業をかける中で高額でお客様のネックになっているというようなことがあれば、

適宜見直しはしていくものかと考えております。以上です。

○議長（町田又一君） ほかに質疑はございませんか。  
（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（町田又一君） どういう内容ですか。  
（「いや、この議場の中、傍聴席のほうなんですけど、カメラが設置をされているように見えます。事務局のほうは許可を出しているのでしょうか」「出てます」「ということですね。それが分からなかったの」と呼ぶ者あり）

○議長（町田又一君） ほかに質疑はございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） それでは、質疑なしと認めます。  
これをもって本案に対する質疑を終結いたします。  
健康管理のため午後4時5分まで休憩をいたします。

午後3時52分 休憩

午後4時5分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事日程が終了するまで、あらかじめ時間延長をいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は、議事日程が終了するまで、あらかじめ時間延長することと決しました。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第7、議案第6号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。濱田総務課長。

説明の間、休憩をいたします。

午後4時6分 休憩

午後4時8分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） この議案の冒頭に、人物についてどうのこうのいうんじゃない、教育委員の職責と書いてあって、教育行政の基本方針や重要事項などを審議し、決定すると書いてあるわね。この文章からすると、教育委員会というのは審議機関かね、諮問機関ぐらいの位置づけじゃないですか。教育委員会は執行機関だということを明確にする必要があるんだよな、業務を執行するという、それが教育委員。昔、吉良川町にも教育委員が1人おりましたけど、教育に関することをその1人の教育委員が全部やってた。ところが、諮問機関ではないんだよ、執行権を持ってる、そういう立場の人間だということをね。だから、月に1回かそこらの会議に来て、何か賛成、反対を決定してそれで帰るといような立場じゃないんだよな。業務を遂行したり、点検したりという執行機関としての機能を教育委員は持つという、そういうことをはっきりさせる必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。山本教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山本康二君） 澤山議員の御質疑にお答えいたします。

おっしゃられるとおり、教育委員会につきましては、執行機関ということの位置づけになっておりまして、その諮問機関ではないというところは整理をさせていただいているところでございます。

教育委員会の職務権限等については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に規定されているところでありまして、教育委員会の所管に属する学校、その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること等をはじめ、教育行政の多岐にわたる項目につきまして審議、協議をしていくという機関ということになっております。以上でございます。

○議長（町田又一君） 澤山保太郎君の2回目の質疑を許可いたします。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 執行機関だということをお認めになったわけではありますが、これ当然のことです。要するに教育委員会で職員たちを指揮監督する、業務を遂行する中心的な役割を果たすというのが教育委員であり、我々もそれを期待するところであります。教育長、ひとつ発言をお願いいたします。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。百田教育長。

○教育長（百田貴昌君） 澤山議員の御質疑にお答えいたします。

平成27年にこの地方教育行政に関する法律が改正されまして、教育委員さんには非常に重要な役割を担っていただいております。現在、それぞれの地域から委員さんを選出させていただいておりますけれども、もう多岐にわたって幅広い御指摘をいただき、教育行政のきちっとした協議をしていただいております。

ですから、私どもも教育委員会の事務局は、その教育委員さんの協議によって決まったこと

を教育長が責任を持って事務を委任されとると、そういう立場でしておりますので、かつて教育委員さんが教育長や市長の諮問機関やないかというところが御指摘があったので、平成27年に改正されて現在に至っておりますのでございます。以上でございます。

(発言する者あり)

○議長(町田又一君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(町田又一君) 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長(町田又一君) 次に、日程第8、議案第7号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。濱田総務課長。

説明の間、休憩をいたします。

午後4時14分 休憩

午後4時16分 再開

○議長(町田又一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(町田又一君) 御異議なしと認めます。よって、議案第7号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(町田又一君) 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

日程第2、議案第1号室戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてから日程第8、議案第7号教育委員会委員の任命についてまで、以上7件を一括して行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(町田又一君) なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） なしと認めます。

これをもって日程第2、議案第1号から日程第8、議案第7号まで、以上7件についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号室戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決いたします。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立多数であります。よって、議案第1号は承認されました。

次に、議案第2号室戸市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決いたします。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立多数であります。よって、議案第2号は承認されました。

次に、議案第3号令和5年度室戸市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認についてを採決いたします。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、議案第3号は承認されました。

次に、議案第4号令和5年度室戸市一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号室戸市新漁村コミュニティ基盤整備事業海洋深層水体験施設における指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

教育委員会委員に植野真由美氏の任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、植野真由美氏の教育委員会委員の任命については同意されました。

次に、議案第7号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

教育委員会委員に佃美保氏の任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、佃美保氏の教育委員会委員の任命については同意をされました。

事務処理のため、午後4時40分まで、20分間休憩をいたします。

午後4時20分 休憩

午後4時38分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、山本賢誓君外5名から決議案第1号室戸市庁舎新築移転建替に反対する決議及び久保田浩君外4名から決議案第2号市庁舎の早急な耐震補強工事と一階、地下機能の早期移転を求める決議が提出されました。

案文につきましては、お手元に配付したとおりであります。

本動議につきましては、室戸市議会会議規則第16条の規定により、それぞれ提出者以外に1人以上の賛成者がおりますので、動議は成立しております。

お諮りいたします。

この際、決議案第1号及び決議案第2号について日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第1号及び決議案第2号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~

○議長（町田又一君） 追加日程第6、決議案第1号室戸市庁舎新築移転建替に反対する決議を議題といたします。

案文につきましては、お手元に配付したとおりであります。

本案について提出者から提案理由の説明を求めます。山本賢誓君。

○11番（山本賢誓君） 動議提出であります。

案文を読み上げます。

室戸市庁舎新築移転建替に反対する決議であります。

昨年度後半から室戸市庁舎新築移転に係る問題が室戸市民の選択肢として大きく浮上してい

ました。人口減少、少子・高齢化が進む中、想定70億円にもなろうかという公金を投じ、新築移転を推進する植田市長の姿勢に市民の間から疑問視する声が相次ぎ、市民に選択を託した2月19日の住民投票では、46.4%の投票率、開票結果は70%近くもの市民が庁舎新築移転に反対、約20年の耐用年数が残る現庁舎の耐震補強案を選択支持をしました。

また、先般行われた室戸市議会議員選挙でも、室戸市民は再度同じ選択をされました。庁舎移転反対議員候補者が圧倒的な支持を得て多数の議席を確保することとなりました。

市民の方々の再度にわたる正しい判断は、今後の室戸市政に対して大きな光となるべき判断だったと考えられます。この結果を判断し、尊重することが、室戸市民の民意を代表する市議会議員の責務であると思います。

住民投票の結果、市議会議員選挙の結果も考慮しない植田市長に対して、市民の命を守る早急な南海地震対策を求めるとともに、多額の負債を抱えるであろう庁舎新築移転事業にこれ以上の無益な検討、議論は無用と断じます。

よって、現在進められている新庁舎新築計画作成業務の撤回を求めるとともに、室戸市庁舎移転建替に反対するものである。

付け加えますと、今回のこの決議は、建て替えに反対するのみではなく、住民、市民の意思を尊重するか、否定するかの問題でもあります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（町田又一君） お諮りいたします。

決議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は、追加日程第6、決議案第1号室戸市庁舎新築移転建替に反対する決議であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。河本竜二君。

○3番（河本竜二君） 3番河本竜二。この室戸市庁舎新築移転建替に反対する決議に反対の立場から討論させていただきます。

この住民投票は、本当に住民の皆さんは室戸の将来を考えて投票してくださった、本当にありがたいと思います。

しかしながら、投票してくれた方々を私は直接伺いましたが、その耐震工事をした後の説明

をさせていただきました。すると、そんなことは聞いていないと、耐震工事で終わりではないんです。耐震工事をして、その後が室戸市単費でできるのかどうか。それと、防災のことも兼ねてですけれども、私は庁舎だけ、職員の方だけが移転をする、それは頭をかしげるところがありますが、去年、宮城県のほうに行政視察に行かせてもらいました。そして、ぽつんと1つコンクリ建ての小学校が残っていました。どうしてこんなところにこの校舎があるのか。最初3メートルだった津波の予報で一時は避難をしました。1時間たっても来ないので、みんな帰ってしまったんですね。最初は3メートルの予想だった津波が20メートル以上の津波が来て、その地域全部が流されてしまいました。小学校も3階まで水が来ました。子供たちは、お母さん、お父さんはどうなってるんだろ、また帰った住民の方々のほとんど全員が亡くなられました。子供たちの安否を思いながら亡くなられた、本当に胸をつくような説明を受けました。

室戸市の庁舎移転、それだけでは私も頭をひねりますけれども、室戸市街の方々がもしかか災害が起こったときに生き残った方々が次の復興をしていかなければいけない。宮城県の職員の方、また地元の方が言っておられました、室戸がこれから迎える南海トラフに当たってどんなことをしていかなければいけないのか教えてほしい、アドバイスをしてほしい、そういうことを言いました。そしたら、残った方々が、まず市民の命を守るためには、行政が機能しなくてはいけない、だから行政がしっかりと生き残った後に動ける体制を取らなければいけない、津波の来るところから行ってもらわなければいけない。そして、次に大事なことは、生き残った方々が生活をする仮設住宅を建てる選定地を決めておいて整備をしていかなければいけない。それが1番と2番のお答えでした。その仮設住宅、そういった市街地の方が逃げる場所の住宅を建てる場所も兼ねての移転、私はそのように考えております。

そして、もう一つが、70億円かかると言っておられますが、この中で、室戸市単費ではない、国からの補助金が出る部分は皆さんあまり知られていなかったように思います。今緊防債、そういったものの制度がありますけれども、令和7年で打ち切られるということで、見積りには行政のほうは入れてないと思いますが、延長の可能性が高いということも聞いております。しかしながら、決まってないことを書くことはできないと、そのように聞いております。そういうことです、決定ではないんです。

しかしながら、その耐震工事をした後に庁舎を建て替えなければいけない、その予算は全額室戸市の出費になります。そして、建て替えた後に南海トラフが来て大惨事になったときに、その建物が傷む、またはM8以上が来れば崩壊する可能性もありますが、そのときもどうなるのか。これも津波の浸水区域内にある以上は国からの制度がないと思います。なぜなら、東日本大震災があったときに、市民の命、財産を守るために津波の来ないところへ引っ越すのであれば、国が後から交付金を戻す緊防債という制度、これを使って津波の来ないところへ逃げてください、後から70%を国からお返ししますよという、だからこの制度を使って安全なところに逃げてくださいというのが国の制度です。

今反対に対する決議を見ましたけれども、本当に今がよかったらいいのではなく、今の市民の皆さんも大事にしていかなければいけません、20年後の、今年生まれた子が二十歳になったときの子供にもしっかりとした町を引き継いでいかなければいけないのが私たち議員の務めではないでしょうか。今やるやらないとここで決めるのではなく、もう少ししっかりと話し合いの時間を持たなければいけない、私はその思いで、反対する決議に反対する討論とさせていただきます。

○議長（町田又一君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。小椋利廣君。

○9番（小椋利廣君） 9番小椋利廣。決議案第1号室戸市庁舎新築移転建替に反対する決議について賛成討論を行います。

現在、室戸市は、室戸市政始まって以来、室戸市庁舎新築移転建て替えについて、令和5年2月19日に初めて住民投票が行われました。その投票率は46.4%であり、50%にはかすかに届きませんでした。この46.4%というのは非常に大きな投票効果があったと考えております。その投票者数の約7割の市民の方々が庁舎新築移転は反対であるという結果が証明をされた。私は考えております。また、令和5年4月23日の室戸市議会議員選挙においても、庁舎新築移転建て替え反対派の議員が多く上位当選をされたことにおいても、今回の選挙の結果は大いに参考にすべきであるというふうに私は考えております。新築移転反対は、今回のこの住民投票、室戸市議会議員選挙の大きく証明をされた結果であるというふうに私は考えております。

よって、市民の多くの方々が室戸市庁舎新築移転については反対であると言われておりますので、私は本決議案第1号室戸市庁舎新築移転建替に反対する決議につきましては賛成を行い、賛成討論といたします。議員の皆様方の御賛同をよろしくお願いをいたします。これで終わります。

○議長（町田又一君） 次に、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 次に、賛成討論の発言を許可いたします。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 7番澤山保太郎であります。山本賢誓議員が提案された決議に全面的に賛成するものであります。

まさに私が議会にこうして登壇した目的は、こういう決議を議会で上げてもらいたかった。そのためにはどうしても私が出なきゃならないということで、老骨をむち打って出てきたわけです。非常に私は感激をしているところであります。

本日の植田市長の行政報告の中に、庁舎建て替えの問題について触れた部分がありました。私が聞き間違えたかもしれませんが、耐震補強工事をやっていこうと、ただ高台移転の問題についても検討するという話でしたが、どうも耐震補強工事を軸にしてるような言い方のように受け取ったわけでありまして。移転建て替えというのをことをやめて、現在の庁舎の耐震補強工事で済ませていくような方向で行政をやってほしいと。

私たちが庁舎の移転建て替えに反対しているのは、何も私たちがこの建物を耐震診断をやったとか、誰か学者先生を呼んできて調査したとかということではないんですね。少なくとも私が意図するのは、令和元年に室戸市役所が高知のキュウアンドキュウという業者に耐震診断をやらせておるわけです。その耐震診断の診断書及びその附属書類である補強計画書というものを私は見せてもらって、これは市役所にあるわけです。それに基づいて、私は庁舎移転建て替えをする必要はないと、現在の建物の補強工事、現庁舎の補強工事をすれば十分だという確信を持って反対運動をしてきておるわけです。

そして、そのキュウアンドキュウという業者の補強計画書には2通り出てるんです。1つは2億円程度のもので補強工事すれば、I sの値、これは耐震診断のときに使う数字ですが、I sの数値で0.75、2億円ぐらいのお金を使えば、ほれからさらに3億円ぐらいの補強工事をやれば0.9のI sの値で、非常に高い数値が確保されると。0.6以上であれば倒壊しないということになってるわけですね。それが0.75、さらには3億円のを建てれば0.9という絶対にびくともしないというようなそういう強度を補強工事で達成できるという計画書が室戸市役所に来ておるわけです。それをまともに市民に説明したら、誰もみんな確信を持って補強工事でいいということになるはずなんだけど、どうも執行部はそのことを無視してるというか、補強工事をしても耐用年数は伸びないんだとか、私から言わせれば、失礼ですが、うそ八百を並べ立てて、建て替え移転というふうな強行策を市民に説得してきたという、何というか市民をだましておるんじゃないかと、悪い言葉で言えば、そういうことに腹が立って、私は反対運動をとるわけです。

例えば、別の決議案で免震装置というのをつけよと我々は言うてるわけですが、執行部の説明では、補強工事には免震装置はつかないんだと、新築だったら免震装置がつく、そんなばかなことはないわけで、県庁は現に免震装置をつけてあるわけです。県庁の本庁の耐震補強工事は30億円かかっているんだよ、全体はもっとかかっているんだけど、本庁の補強工事は30億円、そのうち6億円が免震装置なんだ。だから、補強工事で免震装置をやるのはもう当たり前じゃないのかと。だから、新築をやる必要ない、免震装置もつけ、補強工事もやれば、30年、40年はこれから先までもつと。現に高知県庁は60年の耐用年数を90年以上大丈夫というふうに言うてるわけですね。それが90年だけでなく、100年でも、150年でも、補強工事のやり方によれば幾らでも伸びるわけです。

そういうなことで私は反対運動を確信を持ってやってきたわけでありますが、しかしどうも新聞報道など市長の談話なども見ておりますけれども、先ほどの方も言うておりましたが、住民投票で圧倒的に反対、投票者の7割が反対したという事実、先ほども言いましたが、選挙結果でもかなり半分、あるいは半分以上の反対派の議員が票を集めてるというふうな状況を考えても、とてもまたやりますということにはならないと思うんですが。この間の吉良川市民館の運営審議委員会に出席していた人の話を聞いたんですが、市長は今までの計画はずさんであった

と、そんなものじゃなくて、安芸の庁舎の設計をやった設計屋に頼んで、もっとちゃんとした計画を立てて、それを議会にかけ、また市民の説明会に回っていくと、そして建て替え移転という計画を実行するというような話をしたということなんだよね。これは、一連の新聞の談話なんかとも大体符合する点なんですけど、私はこのような考え方は市民の民意に真っ向から反するものじゃないだろうか。室戸市はそんなことをしてるような余裕はないわけでありまして、人口がこんなに極端に減少している、これを何とか押しとどめないかん。そのためには仕事の保障を市民にしなきゃならない。仕事の保障をするためには、いろんな事業を立ち上げないかんわけですね。民間にはそんな力は十分ないですから、市役所が事業をどんどん興して、職場を保障していくということをしないと、若い者はここに残らんわけですね。みんなどんどんどんどんいなくなる。このままいったら、10年、20年で室戸市は人口が半分ぐらいになってしまう。最後には消滅してしまいかねないと、これは今日の行政報告の中でも言うておりましたが、夕張市なんかと仲間になるような、そんな状況にまで陥っているという話もあったんですけど、そうであれば、こんな無駄な巨額のお金がかかる事業を、そんなことをやるような状況じゃない。人口減少対策をどんどん進めていかないかん、事業所をどんどんつくらないかん、そのためにはたくさんのお金が要するという考えのほうに持って行ってもらいたいと思うんだよね。

そして、建物を建てるのは大きなお金が要るわけなんですけど、借金を随分する予定でもあるわけなんです。しかし、まだ基金も積み立てて、今まで既に9億円ぐらいたまっているんですけど、基金も使うということでもありますけど、基金といっても、この室戸市の財政の状況の中では余裕があるものは一つもない、あるのはふるさと納税なんだよな。ふるさと納税はかなり多額のお金が集まってきてるから、それをどうするかということも問題ですけど、ふるさと納税には条例で使い道がはっきり決められておるわけですね。県外のお金を寄附してくれる人には、地場産業のために使うとか、あるいは子供たちの健全な育成のために使うんだとかという、2つの約束をしてお金をもらっとるわけなんです。そのお金を、説明会の言葉ですけど、間接的にふるさと納税を使わせてもらおうとかというような言い方をしてるんだよな。間接的であれ、直接的であれ、ふるさと納税は建物を建てるために使うということは禁じられとるわけですから、そういう市民からいけば背信的なお金の工面もしてるわけですね、そういうことも許されないとと思うんだよな。

○議長（町田又一君） 澤山議員、簡潔にお願いします。

○7番（澤山保太郎君）（続） 簡潔にもう終わりますので。

今度建てるというところの土地の状況が、県の液状化現象やそんなんで問題にもなっていたんですけど、現にあそこに警察施設をつくっとる業者が建設してるんですけど、その土台となる地盤はどろどろで、水浸しだと言ってるんだよな。業者が困っとる。地盤を固めるために莫大なお金をかけないかんというようなことを言うてるんで、現に請負をやってる業者が直接私に言

うとるんですが。そういう危険なところを、莫大なお金を使わないかんようなところを選んで建物を建てるというのは正気の沙汰じゃあないんじゃないかと。

そういうふうな問題もありますので、庁舎建て替え移転ということはもう絶対的に反対する。市民の多くは怒っとるわけよね、かんかんになって怒っとる、こんな無駄なことのためにお金を使うのかと。我々議員は民意に反するようなことをせられん、リコールするぞというような声も直接浴びせられるわけなんですね。そういう状況の中で、この決議案が出されたということは私は非常にうれしく感じておるわけで、どうかひとつ皆さん、全員一致でこの決議案を通していただきたいとお願いいたします。以上です。

○議長（町田又一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） なしと認めます。

これをもって追加日程第6、決議案第1号についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

追加日程第6、決議案第1号室戸市庁舎新築移転建替に反対する決議を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立多数であります。よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、追加日程第7、決議案第2号市庁舎の早急な耐震補強工事と一階、地下機能の早期移転を求める決議を議題といたします。

案文につきましては、お手元に配付したとおりであります。

本案について提出者から提案理由の説明を求めます。久保田浩君。

○1番（久保田 浩君） 1番久保田浩。市庁舎の早急な耐震補強工事と一階、地下機能の早期移転を求める決議についてです。

室戸市民の多くの方々が現庁舎の耐震補強工事を選択された結果を尊重し、いつ発生するか分からない南海地震に備え、市民の命を守り、災害対応が迅速に行える体制の整備は必要不可欠であるとともに、早期の取組が必要であります。それには、1階執務室、地下設備の同時移動が急務であると思われま。

庁舎新築移転事業計画が実質的に不可能になりつつある状況も鑑み、室戸市庁舎建設事業基金等の用途についても早急に検討し、室戸市民に負担のかからない、後世に負担を残さない財政措置を可能としなくてはなりません。

よって、早急な市庁舎の免震機能を有する耐震補強工事と1階、地下機能の早期移転を求めるものであります。議員の皆様の賛同をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（町田又一君） お諮りいたします。

決議案第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第2号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に対し質疑がある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は、追加日程第7、決議案第2号市庁舎の早急な耐震補強工事と一階、地下機能の早期移転を求める決議であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。河本竜二君。

○3番（河本竜二君） 3番河本竜二。決議案第2号について反対の立場から討論をさせていただきます。

耐震補強工事、これ耐震補強補強と言っておりますが、耐震補強っていうのは、耐震補強しても庁舎の寿命が延びるというわけやありません。コンクリート強度はどんどんどんどん下がっていくんです。耐震というのは崩れるものを軽減する、それぐらいのことだと思います。これ間違えておるのは、長寿命化工事のことやないろうかと私は思っています。そうでなければ、この免震工事とかができるはずがないと思いますので、長寿命化工事の間違いやないでしょうか。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 静粛にお願いします。

○3番（河本竜二君）（続） 先ほども言いましたが、今急いでやれば、市民の方に大変、本当に大変な判断の間違い、私たち議員も判断を間違っただけではありません。今すぐにこのことを決めるのではなく、しっかりともう少し協議、考え、そして反対する人、賛成する人の意見を持ち寄ってもう少し時間をかけるべきだと思いますので、私は反対討論とさせていただきます。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 静粛にお願いします。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。小椋利廣君。

○9番（小椋利廣君） 9番小椋利廣。決議案第2号市庁舎の早急な耐震補強工事と一階、地下機能の早期移転を求める決議案について賛成討論を行います。

現在、南海トラフ巨大地震も近く起きるといふふうのいろいろな報道が行われております。

その中で、室戸市のこの庁舎の1階には、非常に重要な戸籍の確保や、そしてまた市民の多くの方々の出入りに関するいろいろな状況が考えられております。そしてまた、この地下にはいろいろな機能が集約をされております。そういったことを鑑みると、やはりこの庁舎の1階、または地下に集積をされているいろいろな機能を早期に移転をするというのが先決であるというふうに私は考えております。

そういったことを考えてみると、この市庁舎の早急な耐震補強工事と一階、地下機能の早期移転を求める決議案には賛成をするものであります。そういった中で、この決議案第2号には賛成討論を行うものであります。どうか議員の皆様方の御賛同をよろしくお願いをいたします。終わり。

○議長（町田又一君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） なしと認めます。これをもって追加日程第7、決議案第2号についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

追加日程第7、決議案第2号市庁舎の早急な耐震補強工事と一階、地下機能の早期移転を求める決議を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立多数であります。よって、決議案第2号は原案のとおり可決をされました。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、委員会において閉会中もなお調査が必要と認め、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。

本日議決されました諸案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものに



つきましては、会議規則第43条の規定により議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては議長に委任されました。

これもちまして令和5年5月第3回室戸市議会臨時会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後5時22分 閉会

上記は会議のてんまつを記載して相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

室戸市議会臨時議長

室戸市議会 長

〃 議 員

〃 議 員